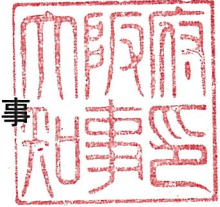


森 第 1 7 9 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

大阪府森林審議会会長 様

大 阪 府 知 事



大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の策定について（諮問）

大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）の作成について、森林法第 6 8 条
第 2 項により、大阪府森林審議会の意見を求めます。

【担 当】

大阪府環境農林水産部
みどり推進室 森づくり課
森林整備グループ 樋口・杉山

TEL : 06-6210-9559

FAX : 06-6210-9551

諮 問 理 由

森林は、水源のかん養や土砂流出の防止、地球温暖化の緩和など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の予防に大きく寄与しています。

近年、気候変動に伴い降雨の形態が変化し、激甚化、同時多発化する豪雨災害が見られるようになっており、大阪府においては、従来の国庫補助治山事業のほか、府独自の超過課税である大阪府森林環境税を導入し、平成28年度より、治山事業の未実施地区での緊急対策として危険渓流における土石流、流木対策、令和2年度からは、新たな知見である凹地形での防災対策に取り組んできました。

また、国が治水対策について、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」へと方向転換したことから、本府でも令和6年度より、大阪府森林環境税を活用し、集水域における流域対策を実施しているところです。

このように、超過課税による緊急対策も含め、防災・減災対策の強化に取り組み、その効果についても、専門家等で構成される審議会において、評価を得ているところでございますが、府としては、今後の森林の防災・減災対策について、いつまでに、どれだけ、どのような対策を実施する必要があるのかといった全体像を示していく必要があると考えているところです。

さらに、国においては令和3年3月に「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方」を取りまとめ、同年6月には「森林・林業基本計画」が閣議決定され、山地災害危険地区に関し、リモートセンシング技術を活用するなど、精度向上に努めることが決められました。

その後、令和6年3月に「山地災害危険地区調査要領」が改正され、全国の都道府県において、山地災害危険地区の再調査が進められているところであり、本府においても、再調査を開始し、令和7年度中に完了する予定です。

以上のことから、これまで実施してきた治山事業や森林環境税事業による防災・減災対策の検証を踏まえ、府域の森林の整備状況を明らかにするとともに、中長期的な防災対策の目標を設定した上で、今後の取り組み方針や内容を府民にもわかりやすく示す「大阪府森林防災・減災アクションプラン（仮称）」を策定し、目に見えるかたちで着実に対策を進めていく必要があると考えます。

つきましては、プランの策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。